

## 第10節 郵政行政の展開

### 1 郵政行政の推進

総務省は、平成25年10月に郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便事業の活性化方策の在り方について、情報通信審議会に諮問し、平成27年9月の情報通信審議会からの答申では、中長期的に検討すべき方策として、郵便サービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低料金サービスに対するコスト負担の在り方などが示された。

また、平成27年12月の郵政民営化委員会所見で示された方針を踏まえ、平成28年4月、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」が施行され、利用者の利便性を確保する観点から、ゆうちょ銀行の預入限度額が25年ぶり、かんぽ生命保険の加入限度額が30年ぶりに引き上げられた。

さらに、総務省及び金融庁は、平成29年6月、ゆうちょ銀行に対しては「口座貸越しサービス」等について、かんぽ生命保険に対しては「終身保険等の見直し」等について、それぞれ郵政民営化法に基づく認可を行った。

また、少子高齢化、人口減少、ICTが進展するなど社会環境が変化していく中で、ユニバーサルサービスを提供する、地方の生活の安心・安全の拠点としての郵便局の役割に対する期待が益々高まることが想定されていることから、平成30年2月より、情報通信審議会郵政政策部会の下に「郵便局活性化委員会」を設置し、郵便局において期待される役割や利用者目線に立った利用者利便の向上に向けた取組の方向性等について議論を行っており、同年7月に、郵便局の利便性向上策を取りまとめる予定である。

### 2 国際分野における郵政行政の推進

総務省は、政府の「インフラシステム輸出戦略」<sup>\*1</sup>の一環として、我が国郵便の優れた業務ノウハウや関連技術を郵便事業の近代化・高度化に取り組む新興国・途上国に提供する、日本型郵便インフラシステムの海外展開に取り組んでいる。この取組の中では、郵便業務に関する技術指導などの協力を留まらず、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスを相手国に提案することによって、関連する知見を有する我が国企業の当該ビジネス・サービス分野への円滑な参入を促すこととしている。

具体的な展開先として、ミャンマーでは平成30年5月に政府間の郵便分野における協力の覚書を更新し、郵便品質の向上に向けてODA（政府開発援助）による技術協力プロジェクトとして取り組んでいるほか、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスに係る日本企業の参入を支援している。

ベトナムにおいても、政府間の郵便分野における協力に関する覚書に基づき、郵便品質の向上に取り組むとともに、日本企業とベトナム郵便とのビジネスマッチングを支援し、郵便局における決済関連業務の高度化など、具体的なビジネスの結実に向けた協力を行っている。

タイでは、政府間の覚書に基づき、ICTを利用した新サービスの実現に向けたタイ郵便と日本企業との協力の支援などを行っている。ロシアについては、政府間でICT・郵便分野の協力に関する覚書を交わすとともに、日本企業とロシア郵便間においても覚書が締結されており、これらに基づき、国際交換局への区分機等納入、越境Eコマースの実現に向けた取組など、協力の具体化を進めている。

また、国連の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）においては、万国郵便大会議（平成28年開催）で定められた新たな方針に基づき、国際郵便の利用者の利便性と安全性の向上のため、国際郵便に関するルールづくり等を進めている。

### 3 信書便事業の推進

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）により、民間事業者も行うことが可能となった信書の送達事業には、一般信書便役務を全国提供することを条件にすべての信書の送達が可能となる一般信書便事業（図表6-10-3-1）と、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がな

\*1 インフラシステム輸出戦略：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai37/siryoku2.pdf>

い範囲の役務のみを提供する特定信書便事業（図表6-10-3-2）がある。そのうち、特定信書便事業については、510者（平成30年3月末現在）が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルート巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙等と一緒に配達する電報類似サービス等が提供されている。

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を総合通信局及び沖縄総合通信事務所（全国11機関）が開催している。

図表6-10-3-1 一般信書便事業

一般信書便事業（基礎的なサービス）：許可制

a：対象サービス：長さ・幅・厚さが各々 40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書を国内において差し出された日から、原則3日以内に送達する役務（一般信書便役務）を含む役務

b：参入の条件：  
 ・全国提供  
 ・信書便差出箱の設置義務  
 ・週6日以上以上の配達  
 ・秘密の保護  
 ・適切な事業計画及び適確な遂行能力

図表6-10-3-2 特定信書便事業

特定信書便事業（特定の需要に応えるサービス）：許可制

a：対象サービス：次のいずれかに該当する役務（特定信書便役務）

- ①長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）
- ②信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）
- ③料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの（3号役務）

b：参入の条件：  
 ・秘密の保護  
 ・適切な事業計画及び適確な遂行能力